

ソフトウェアライセンス使用契約書

買受人砺波地方介護保険組合（以下「甲」という。）と売渡人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項によりソフトウェアのライセンス使用契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（売買代金）

第2条 乙は、Office LTSC 2024 調達仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げるソフトウェア（以下「ソフトウェア」という。）のライセンスを金〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇円とする。）をもって甲に売り渡し、甲はこれを買受ける。

（契約期間）

第3条 本契約の契約期間は、契約締結日翌日から令和8年9月30日までとする。

（使用権等）

第4条 ソフトウェアの使用権は、ソフトウェアの引渡しをした時に移転するものとする。

2 ソフトウェアの権利者は、前項の使用権の移転に伴い、甲が、ソフトウェアを仕様書記載のライセンス数に応じたソフトウェア使用端末にインストールし、使用する権利を許諾するものとする。

（保守）

第5条 乙は、ソフトウェアの使用権を販売するに当たっては、ソフトウェアの権利者と甲との間で、ソフトウェアの権利者所定の内容のソフトウェアライセンス契約を締結する必要があることを甲に説明しなければならない。

2 ソフトウェアに関する甲からの問合せ、要望等の窓口は、乙が担当する。乙は、甲からの問合せ、要望等が挙げられたときは、ソフトウェアのライセンス使用期限まで、真摯に対応するものとする。

（検収）

第6条 乙は、ソフトウェアを納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、その通知を受けた日から起算して10日以内に、検収員をして、当該ソフトウェアを検収するものとする。

2 第4条第1項に規定する引き渡しは、検収に合格したときに乙から甲に行われたものとし、引き渡し前に生じた損害及び検収のために必要な費用は、乙の負担

とする。

(引換え等)

第7条 乙は、検収の結果不合格となったソフトウェアを、遅滞なく、引き取りかつこれに代わるソフトウェアを納入するものとする。この場合における検収は、前条の定めるところによる。

(売買代金の支払い)

第8条 甲は、ソフトウェアの検収が完了した後において、乙から請求書により売買代金の支払いの請求を受けたときは、適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に、乙に対して売買代金を支払うものとする。

(数量等の変更)

第9条 甲は、必要がある場合には、乙から第6条第1項の規定による検収を求める通知を受け取るまでは、ソフトウェアの数量を増減し、又は納入期限を変更することができる。この場合において売買代金を増減する必要が生じたときは、売買代金の計算の基礎となった単価によって行うものとする。

2 甲は、前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲乙協議して定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(遅延損害金)

第10条 甲は、本契約及び取引上の社会通念に照らし甲の責めに帰すべき事由により、売買代金の支払いを遅延したときは、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、売買代金につき年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延損害金を支払う。

(遅延違約金)

第11条 甲は、乙が納入期限までにソフトウェアを納入しない場合は、当該納入遅滞部分に係る売買代金に対し、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金に年3.0パーセントの割合で計算した額の違約金を徴収することがある。

(追完請求権)

第12条 納入されたソフトウェアが、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という）は、甲は、乙に対し、当該ソフトウェアの修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

(契約金額減額請求権)

第 13 条 契約不適合のある場合、甲は相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて売買代金の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに売買代金の減額を請求することができる。

2 契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による売買代金の減額の請求をすることができない。

(準用)

第 14 条 前 2 条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求並びに催告による解除及び催告によらない解除権の行使についても準用する。

(買主の権利の期間制限)

第 15 条 乙が、契約不適合のソフトウェアを納入した場合において、甲が不適合を知ったときから 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除できるものとする。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

(1) 支払停止又は支払不能となったとき

(2) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき

(3) 公租公課の滞納処分を受けたとき

(4) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があった場合又は競売の申立があった場合

(5) 破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又は民事再生手続開始の申立があった場合

(6) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとし、またはその決議がなされたとき

(7) 監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき

(8) 本契約上の債務の全部の履行が不能であるとき

(9) 相手方が本契約上の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

- (10) 本契約上の債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的が達することができないとき
 - (11) 本契約上の債務の履行をせず、相手方が催告しても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなとき
 - (12) 相手方が契約の履行について不正の行為をした場合
 - (13) この契約に関して相手方又は相手方の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したときに該当するとき
 - (14) その他乙又はその代理人がこの契約に違反した場合
 - (15) その他前各号に準ずる本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
- 2 甲は、乙が本契約の条項に違反し、相当期間を定めて履行の催告をしたが、相当期間経過しても履行がされない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 3 甲は、前 2 項により解除が行われたとき、乙に対し、損害賠償を請求することを妨げない。

（反社会的勢力の排除）

第 17 条 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下本条において同じ。）に該当しまたは、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 甲および乙は、相手方が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

る。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し偽計又は威力を用いて信用を致損し、または業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲または乙が前各項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により自己に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

(秘密の保持)

第 18 条 乙又はその使用人は本契約期間中、予め甲の承諾を得てソフトウェアの納入場所に出入りできるものとする。

2 乙は、契約期間中はもとより契約期間終了後も、その業務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 19 条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部もしくは一部を第三者に対して譲渡し承継させ、又は担保に供することができない。

(準拠法)

第 20 条 本契約の解釈及び適用に当たっては、日本法が適用される。

(管轄裁判所)

第 21 条 本契約に関する一切の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 22 条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に定める規定に疑義が生じた場合は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

(甲)

所在地 富山県砺波市栄町 7 番 3 号
名 称 砺波地方介護保険組合
代表者 理事長 夏 野 修 印

(乙)

所在地
名 称
代表者 印

Office LTSC 2024 調達仕様書

第1 案件名称

Office LTSC 2024 調達

第2 概要

本案件は、砺波地方介護保険組合（以下「当組合」という。）が、LGWAN 接続系、インターネット接続系の端末等に導入するソフトウェアについて、新規に調達を行うものである。

第3 ソフトウェアの条件、仕様等

1 条件

本案件で納入するソフトウェアに関する条件は、次のとおりとする。

- (1) 正規品であること。
- (2) 永続ライセンスであること。
- (3) オフラインで利用できること。
- (4) デスクトップ型パソコン「OptiPlex 3000 Micro」にインストールし正常に利用できること。
- (5) Windows 11 Pro (64 ビット) で正常に利用できること。
- (6) 当組合が管理する既存テナントに追加されること。
- (7) 当組合が、Microsoft Software in CSP(永続) サービス開通案内の電子データを、Microsoft から取得できること。
- (8) 当組合が、Office LTSC 2024 のライセンスキーを、M365 管理センターのウェブページから確認できること。
- (9) 当組合が、Office LTSC 2024 のインストール用 EXE ファイルを、M365 管理センターのウェブページからダウンロードできること。

2 仕様

本案件のソフトウェアの主な仕様は、次のとおりとする。

品名	型番	数量
Office LTSC Standard 2024 (Japan only)	DG7GMGF0PN5D0001	28
Office LTSC Professional Plus 2024 (Japan only)	DG7GMGF0PN5F0001	1

3 納入期限

令和8年9月4日

4 納入方法

Microsoft からのソフトウェア登録処理完了の案内が、当組合から契約相手方に通知する電子メールアドレスで受信できるよう手続きを行うこと。

第4 留意事項

- 1 検収後であっても、仕様を満たさないソフトウェアの納入が確認された場合は、速やかに是正すること。
- 2 Microsoft 365 管理センターへの登録作業を行い、ライセンスを発行すること。
- 3 Microsoft 365 管理センターのサイト運用について、当組合のライセンス管理者に説明を行うこと。
- 4 本案件の請求書は、当組合が指定するソフトウェアの品名及び数量ごとに、分割して作成すること。